

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成23年9月1日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
鳥取県造林公社における間伐促進型プロジェクト ～大山の森 森林吸収プロジェクト～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	財団法人鳥取県造林公社(ザイダンホウジントトリケンゾウリン コウシャ)		
住所	鳥取県鳥取市田園町四丁目207番地		
代表者氏名	野村 勇二	代表者役職	理事長
担当者氏名	有田 寿行	担当者 所属部署・役職	事務局長
担当者 E-mail	jimukyokuchou@tottori-zourin.or.jp	担当者電話番号	0857-27-7171
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	財団法人鳥取県造林公社		
プロジェクト参加者名	なし		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	社団法人 日本能率協会		
検証機関名	社団法人 日本能率協会		



プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0062
プロジェクト登録日	2010年12月22日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【目的】 鳥取県を代表する大山周辺の水源林は、各飲料メーカーによる天然水の利用も盛んで、森林がもたらす恩恵は多く、周辺に位置する公社有林を水源林として持続的に管理するため、間伐が必要な人工林を適期に間伐し、健全な森林を維持するとともに、光合成による二酸化炭素の吸収を増大させる。</p> <p>【内容】 間伐した森林の二酸化炭素吸収量について、オフセット・クレジット(J-VÉR)を取得、販売し、その追加的資金を活用し、今後の間伐、間伐材の搬出、作業道の整備などを更に進め、持続可能な森林経営を継続する。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件1:本プロジェクトの対象地は、森林施行計画対象の森林であり、森林法第5条で規定される地域森林計画対象森林に含まれる。</p> <p>条件2:①プロジェクト対象地は、森林施業計画書(H15～H20 及び H20～H25)の間伐区域であることを確認した。</p> <p>②プロジェクト対象地は、森林施業計画書の長期の方針に基づいて森林を管理するものであり、土地転用は計画されていない。また、現行計画で主伐も計画されていない。</p> <p>③プロジェクト対象地の間伐は、本数ベースで20%～30%の定性間伐を基本とする。</p> <p>④プロジェクト対象地は、2007年4月1日以降に施業を実施しており、伐採届けにより確認できる。</p> <p>条件3:プロジェクト対象地の施業計画の認定番号と期間は下記のとおりである。</p> <p>(大山町)14-1(変 19-1)(期間 H15.2.1～H20.1.31) 19-5(変 1-22)(期間 H20.2.1～H25.1.31) 19-1(変 2-22)(期間 H20.2.1～H25.1.31) (江府町)14-6(変 1-19)(期間 H15.2.1～H20.1.31) 19-5(変 1-22)(期間 H20.2.1～H25.1.31)</p> <p>【法令遵守状況】 森林・林業基本法(第9条森林所有者としての責務)、森林法(第5条地域森林計画、第11条森林施業計画)を遵守している。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【採用技術】

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
ポケットコンパス S-32S	牛方商会(機械番号 196172)	5年	平成22年 10月	面積測定
トウルーパールス 360	レーザーテクノロジー社	5年	平成 21 年 3 月	樹高測定器
林尺	シンワ測定株式会社	5年	平成 23 年 4 月	胸高直径測定器

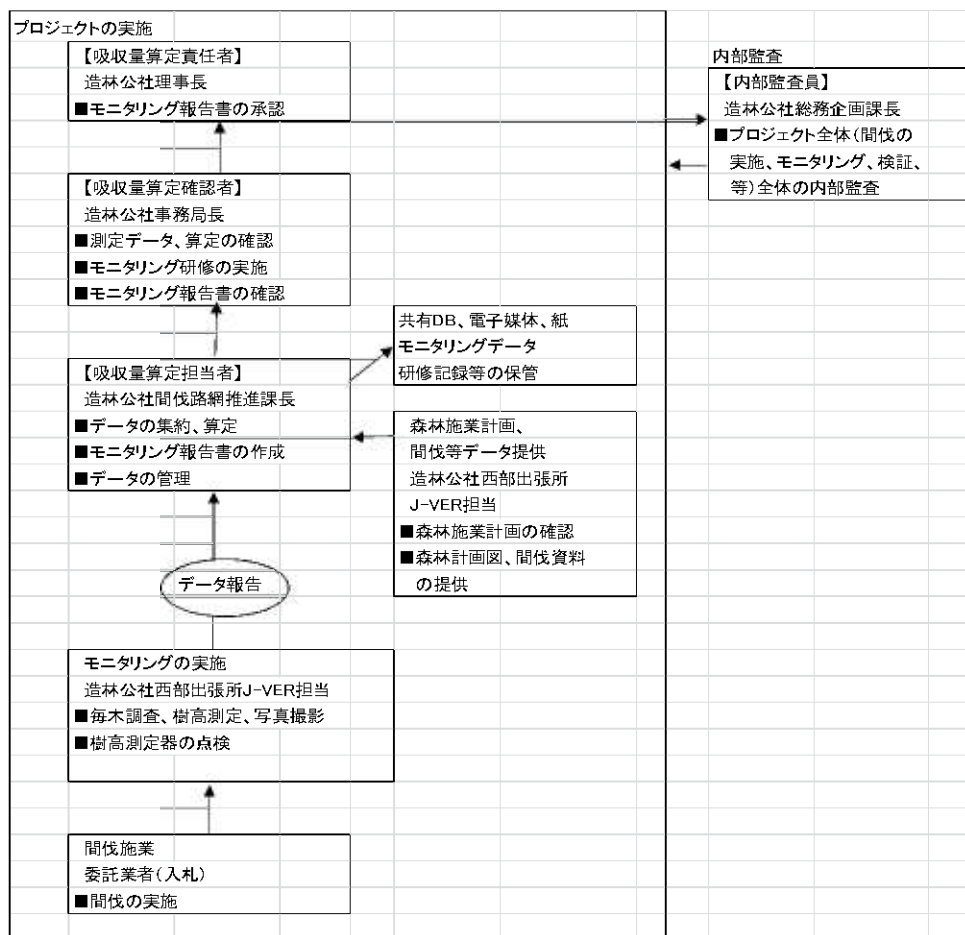
【モニタリング方法】

- ① 活動量:実測(森林測量)に基づく方法
- ② 拡大係数:「京都議定書 3 条3及び4の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用
- ③ 収穫予想表:鳥取県が作成した収穫予想表を採用

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

モニタリング方法ガイドラインにすべて準拠する。

【モニタリング体制】



	<p>【QA / QC 体制】</p> <p>(1)教育訓練</p> <p>モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育研修など、モニタリング及び吸収量算定・報告に関する知識等を継続的に普及させることは、純吸収量の把握における信頼性確保のために重要であるので、組織内及び関係事業者に対し、モニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての研修、説明を実施する。</p> <p>(2)情報の保管</p> <p>検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した全データを共有データベース、CD-ROM 等の電子媒体、紙文書で保存する。</p> <p>【情報の管理方法】</p> <p>情報管理者:造林公社西部出張所 J-VER 担当</p> <p>管理方法:共有データベース、CD-ROM 等の電子媒体、紙文書で保存する。</p> <p>管理情報:教育・訓練の記録、モニタリングの基礎データ、算定データ、キャリブレーションの実施記録</p> <p>(3)データの確認</p> <p>報告データの信頼性を高めるためにデータチェックが必要であるので、収集単位の確認、野外調査帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の妥当性の確認、林分間の比較、恣意的なデータ・はずれ値の識別等を行う。</p> <p>【データ確認方法】</p> <p>確認データ:モニタリングで使用した基礎データ(野外調査帳)、算定データ、使用した係数</p> <p>確認者:造林公社事務局長</p> <p>(4)内部監査</p> <p>モニタリング、データ収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のため、モニタリング体制、ガイドライン等に対し、組織が適切な活動が実施されているか、効率よく機能しているか定期的に確認する。課題や問題点があった場合は、指摘し修正を確認する。</p> <p>【内部監査の方法】</p> <p>内部監査員:造林公社総務企画課長</p> <p>監査内容:モニタリング体制、モニタリング方法ガイドライン等に沿って、モニタリング、データの収集、算定、報告等が適切に実施されているか確認する。</p> <p>監査方法:年1回実施。モニタリング体制が適切に機能しているかどうか、教育・訓練、記録管理、情報管理などの QA/QC 体制で規定したことを実施していることを確認する。全ての記録の中から任意にデータを取り出し、定められた方法どおり、記録、入力、確認が行われ、モニタリング報告書に記載されているか確認する。是正が必要な場合は、是正を求め、是正結果を確認する。</p>
--	--

	<p>(5)測定機器の維持・管理(機械校正等)</p> <p>樹高測定:造林公社西部出張所 J-VER 担当者は、樹高測定器を屋内の適切な場所に保管し、モニタリング実施前に、点検、キャリブレーションを実施する。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>なし</p>						
モニタリング結果概要 ²	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>						
適用モニタリング方法 ガイドライン	<p align="center"><u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> (森林管理プロジェクト用) ver3. 0.</p>						
適用方法論	方法論番号	NO .R001 ver.4. 1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2008年4月1日～2011年3月31日						
<small><方法論R001・R002・R003のみ></small>							
モニタリング対象面積	189. 17ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	961	1, 452	2, 001	—	—	4, 414
認証依頼削減・吸収量	<u>4, 414 t-CO2³</u>						

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>財団法人鳥取県造林公社</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 20px;">類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 20px;">理由： _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL : <http://www.tottori-zourin.or.jp/>

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上